

別 添

入札談合等関与行為による損害等に関する調査結果について

平成 2 0 年 7 月 2 4 日

東日本高速道路株式会社

中日本高速道路株式会社

西日本高速道路株式会社

はじめに

公正取引委員会は、日本道路公団（以下「公団」という。）が発注する鋼橋上部工工事に關し、平成 17 年 9 月 29 日、公団に対し、「入札談合等關与行為の排除及び防止に關する法律」（以下「入札談合等關与行為防止法」という。）第 3 条第 2 項に基づき、改善措置を求めた。

公団を承継した東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社は、この改善措置要求を踏まえ、平成 18 年 2 月 16 日に入札談合等關与行為等についての調査結果及び改善措置を取りまとめた「入札談合等に關する調査報告書」（以下「前回報告書」という。）を公正取引委員会に報告するとともに、關係者に対する処分等を併せて公表した。

本調査結果を取りまとめるにあたり、前回報告書公表以降に行われた公判における証言、内田元副總裁及び金子元理事（以下「元役員」という。）に対する刑事事件判決（平成 20 年 7 月 4 日東京高等裁判所判決及び平成 19 年 12 月 7 日東京高等裁判所判決。以下「両判決」という。）において、新たな事実が認定されていないことを確認している。

したがって、本調査結果においては、前回報告書並びに元役員に対する両判決を踏まえ、入札談合等關与行為防止法第 4 条第 1 項及び第 2 項に基づく、損害の有無並びに賠償責任の有無及び賠償額について取りまとめを行った。

調査結果

1 日本道路公団の損害の有無について

公正取引委員会の平成 17 年 9 月 29 日付け日本道路公団宛て改善措置要求並びに同日付け入札参加業者ら宛て排除勧告及び当該勧告に対する業者の応諾状況等に鑑みれば、公団が平成 14 年度から 16 年度に発注した鋼橋上部工工事に關して談合行為が行われた事実が認められる。これら談合への關与行為により、当該年度の入札工事については、正常な市場による競争が妨げられ、もって公団が損害を受けたと考えることが妥当である。

なお、元役員については、第二東名高速道路富士高架橋（鋼橋上部工工事）の分割発注を指示する行為が背任の罪に問われており、両判決において「一括発注の場合に比べて、少なくとも約 4,780 万円の財産上の損害を加えた」として有罪判決を受けている状況を踏まえると、入札談合に起因する損害だけではなく、背任行為によっても公団に損害を与えているものと思料される。

2 入札談合等関与行為を行った職員の賠償責任の有無について

両判決でも事実認定されたとおり、元役員は公団が発注する鋼橋上部工工事に関する業務全般等を統括する立場であって、実質、建設局長等が発注する工事の施工を承認する権限を有していたものである。

また、前回報告書にあるように、元役員の割付表を承認し社内で保管せしめる行為は、裁量権限を行使して分割発注及び前倒し発注や共同企業体方式の発注基準の変更について便宜を図らしめる行為とあいまって、公正取引委員会から指摘をうけた入札談合等を行わせる入札談合等関与行為に該当するものである。

さらに、両判決において、元役員は業界関係者らと共謀のうえ、公共の利益に反して、工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したことが事実認定されており、私腹を肥やすために本件犯行に及んだものではなく元役員のみを責めることはできないとしながらも、独禁法違反の共謀共同正犯として有罪判決を受けている。

このように元役員にあっては、考慮すべき事情はあるものの、その職責は極めて重く、また、談合に対する関与の度合いも著しく高いことから、損害賠償責任が存すると考えることが妥当である。

なお、その他の関与職員については、公団が発注する鋼橋上部工工事に関して意思決定を行う立場ではなく、元役員と比べ公団における職責ははるかに軽く、また、談合に対する関与の度合いもはるかに低く、刑事責任も問われていないことのほか、すでに懲戒処分等も受けていることなどから、これ以上の責任を追及する必要はないと判断される。

3 賠償請求を行う額について

鋼橋上部工工事の談合による損害額は、平成 14 年度から平成 16 年度の公団発注鋼橋上部工工事の落札額と、談合がなかった場合の市場が正常に機能している状況で想定される落札額との差であると考えられる。この想定落札額は、談合終了後、多数の業者が指名停止を受けている期間等、市場が正常に機能していない期間を除外した期間における同種工事の平均落札率を基に算出することが可能である。

この損害額については、第一義的には、現に不法な利益を得た受注業者からの回収を図るべきと考えられる。しかし、談合は受注業者のほか、入札参加者や元役員等による共同不法行為と考えられ、これら賠償責任者間の責任割合を算定することは困難であり、また、これらの者の責任は不真正連帯債務と考えられる。したがって、元役員に対しては、それぞれが関与した工事についての、損害の全額を他の共同不法行為者とともに請求することが相当である。